

栃木県立真岡工業高等学校野球部OB会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、栃木県立真岡工業高等学校野球部OB会(以下「会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、母校野球部の発展に協力し、発展のために種々の活動をする。

第二章 組 織

(会 員)

第3条 この会は、栃木県立真岡工業高等学校野球部に在籍した人によって、組織され卒業と同時に会員としての資格を得る。

2 この会には、特別会員及び名誉会員を置くことができる。

(機 構)

第4条 この会は、次の機関をもって構成する。

(1) 総会 (2) 幹事会

(事 務 所)

第5条 この会の、事務所は、栃木県立真岡工業高等学校内に置く。

(会 活 動)

第6条 この会は、第2条の目的を達成する為に次の事業を行い、会員は、その活動に協力する。

(1) 会員相互の親睦を図る為の催し (2) 母校野球部発展の援助
(3) その他本会の目的達成に関する事業

第三章 役 員

(役員の構成)

第7条 この会には、次の役員をおく。

(1) 会 長	1 名	(2) 副会長	若干名	(3) 事務局	若干名
(4) 会 計	2 名	(5) 幹 事	若干名	(6) 監 事	若干名

(役員の選出)

第8条 この会の、会長、副会長、事務局、会計は総会において選出し、その他役員は、会長の委嘱とする。

(役員の職務)

第9条 年会役員の職務は次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。
(3) 事務局は会長を補佐し、会の事務を行う。
(4) 幹事は、原則として、各年度より1名選出し、各年度の連絡、まとめ約を担当する。

(役員の任期)

第10条 役員は、任期は、2カ年とし再任を妨げない。又、役員任期中やむを得ぬ事情により退任した場合の代行役員は、会長に一任する。

(顧 問)

第11条 顧問を置くことができる。顧問は会の運営に対し助言と協力をする。

第四章 総 会 ・ 幹 事 会

(総 会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、年1回開催し、次の事項を審議決定する。又、総会の議長は会長が行う。

(1) 予算、決算に関する件 (2) 事業に関する件
(3) 役員を選出、改選に関する件 (4) 会則改正に関する件
(5) その他、本会運営上の重要事項

(幹事会)

第13条 幹事会は、総会より次の総会を期間の重要事項の議決にあたり、会務の執行、親睦会事業計画、その他にあたる。

第五章 会 費 ・ 会 計 年 度

(収 入)

第14条 この会の収入は、次の通りとする。

(1) 年会費 (2) 寄付金及びその他の収入

(会 費)

第15条 会費は年額5,000円とし、毎年7月までに会計に直接又は郵送もしくは振込にて納入する。

(経 費)

第16条 この会の経費は、年会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、同年3月31日に終わる。

第六章 付 則

第18条 この会の会則は、平成9年7月5日より施行する。 ※平成14年7月7日一部改訂